

平成26年度P R T R環境モニタリング調査結果について

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出があった事業所周辺における第一種指定化学物質の環境実態（大気）を把握する。

2 調査地域

東松山工業団地（東松山市、滑川町）及び白岡工業団地（白岡市、久喜市、蓮田市）

3 調査期間

	東松山工業団地	白岡工業団地
第1回	平成26年5月26日（月）～29日（木）	平成26年5月19日（月）～22日（木）
第2回	平成26年8月18日（月）～21日（木）	平成26年8月4日（月）～7日（木）
第3回	平成26年11月17日（月）～20日（木）	平成26年11月10日（月）～13日（木）
第4回	平成27年2月2日（月）～5日（木）	平成27年1月26日（月）～29日（木）

4 調査内容

(1) 調査地点

工業団地を取り囲むように調査地点を設定し、事業所の影響を直接受けないと考えられる地点を対照地点とした。

(2) 調査項目

ア 東松山工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

イ 白岡工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ベンゼン、n-ヘキサン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

(3) 採取方法

有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）に準拠し、キャニスターを用いた72時間（3日間）連続採取法とした。

5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター



<キャニスターの設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

ア 東松山工業団地

単位：(μg/m³)

	東松山工業団地									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	滑川町 月輪	滑川町 都	東松山市 石橋	東松山市 石橋	東松山市 新郷	東松山市 新郷	滑川町 月輪	滑川町 月輪	滑川町 水房	
トルエン	8.4	6.5	7.6	12	16	9.3	10	11	6.5	—
キシレン	1.4	1.2	1.4	2.4	2.8	1.8	2.0	1.8	1.1	—
エチルベンゼン	1.4	1.2	1.5	2.7	3.6	2.1	2.5	2.2	1.3	—
トリクロロエチレン	1.4	1.4	1.1	1.7	2.4	1.4	2.2	0.70	0.71	200 以下
ベンゼン	0.86	0.91	0.84	0.88	0.95	0.97	0.98	0.85	0.85	3 以下
1, 3-ブタジエン	0.084	0.090	0.096	0.10	0.11	0.10	0.12	0.091	0.084	—
四塩化炭素	0.63	0.57	0.58	0.62	0.62	0.64	0.63	0.59	0.62	—

イ 白岡工業団地

単位：(μg/m³)

	白岡工業団地									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	久喜市 原	久喜市 樋ノ口	白岡市 篠津	白岡市 西	蓮田市 根金	蓮田市 根金	白岡市 下大崎	白岡市 下大崎	久喜市 下栢間	
トルエン	27	26	24	32	26	18	19	22	14	—
キシレン	2.4	2.4	2.2	2.2	2.0	2.1	2.2	2.2	1.6	—
エチルベンゼン	2.7	2.7	2.5	2.5	2.3	2.3	2.7	2.6	1.6	—
n-ヘキサン	1.7	1.8	1.6	1.5	1.6	1.7	1.5	1.7	1.1	—
ベンゼン	1.0	1.1	1.0	1.0	0.98	1.0	1.0	1.0	0.75	3 以下
1, 3-ブタジエン	0.12	0.13	0.12	0.13	0.15	0.13	0.15	0.14	0.14	—
四塩化炭素	0.57	0.57	0.53	0.57	0.59	0.58	0.57	0.59	0.62	—

《環境基準》

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたものです。「—」の項目については基準が定められていません。

<問い合わせ先>

環境部大気環境課化学物質担当

電話:048-830-2986

mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp